

全住協 第279号
令和2年12月25日

会 員 各 位

一般社団法人 全国住宅産業協会
事務局 長 米 山 篤 史

マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進について（協力依頼）

国土交通省から標記についての周知依頼がありましたのでお知らせします。詳細は別添資料をご参照ください。

記

1. 通知等資料 (1) マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の呼びかけについて（協力依頼）（令和2年12月23日 事務連絡）
(2) チラシ「メリットいっぱいマイナンバーカード」
(3) 説明動画「メリットいっぱいマイナンバーカード」（絵コンテ）
[動画]<https://www.cao.go.jp/bangouseido/link/prmovie33.html>
(4) ポスター「これからは手放せない！マイナンバーカード」
(5) リーフレット「持ち歩いて大丈夫！マイナンバーカードの安全性」
(6) リーフレット「つくってみよう！マイナンバーカード」
(7) リーフレット「利用申込受付開始！マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります！」
(8) リーフレット「2021年3月（予定）からマイナンバーカードが健康保険証として使えるようになります！」
(9) リーフレット「マイナンバーカードで上限5000円分のマイナポイントがもらえる！」
(10) リーフレット「つかってみよう！マイナポータル」
※(2)～(10)は全住協HPに掲載
http://www.zenjukyo.jp/new_info/gyosei/data/201225mynumbercard.pdf
2. 参 考 H P マイナンバー制度について(内閣府HP)
<https://www.cao.go.jp/bangouseido/seido/index.html>
3. 問 合 せ 先 (一社)全国住宅産業協会 担当 米山
TEL 03-3511-0611

以 上

令和2年12月23日
事務連絡

(一社)全国住宅産業協会 会長 殿

国土交通省住宅局住宅総合整備課長

マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進について（協力依頼）

貴団体におかれては、平素から住宅行政にご協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、マイナンバーカードの普及については、これまでも、昨年6月4日にデジタル・ガバメント閣僚会議で決定された「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（別添1。以下「方針」という。）に基づき、各業所管官庁から関係業界団体等に対して、マイナポイント事業による消費活性化策や令和3年3月から開始予定のマイナンバーカードの健康保険証利用を念頭に、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進を呼びかけていただいているところです。

マイナンバーカードの健康保険証利用は、企業の健康保険に係る事務のコスト縮減につながることを期待されます。また、従業員にとっても、各種証明書のコンビニでの取得やe-Taxによる確定申告等での利用、さらには今後、運転免許証との一体化も検討されている等、マイナンバーカードは、大きなメリットがあるカードです。

今般、菅内閣総理大臣の所信表明演説において、令和4年度末にほぼ全国民に行き渡ることを目指していく旨の御発言があったところであり、政府として、普及拡大に向け、改めて、取組を進めているところです。

以上を踏まえ、内閣官房副長官補室・内閣官房番号制度推進室・総務省自治行政局住民制度課から、「マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進の呼びかけについて」依頼がありました。

つきましては、貴団体の会員事業者に対し、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進の呼びかけを行っていただきますよう、お願い申し上げます。

以上